

仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(平成16年5月18日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市耐震改修促進計画に基づき、地震に対する戸建木造住宅の安全性の向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進するため、戸建木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- 二 補助事業 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- 三 耐震診断支援事業 仙台市戸建木造住宅耐震診断促進事業実施要綱（平成14年7月1日都市整備局長決裁）に基づき行う仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業
- 四 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき認定された、一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法は除く。）により地震に対する安全性を評価することをいう。
- 五 耐震精密診断 「増補版 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集 平成7年9月20日発行）I 木造住宅の耐震精密診断」に掲げる方法により地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、仙台市内に存する戸建木造住宅で、次の要件を満たすものとする。

- 一 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて着工したもの又は建築基準法施行前に着工されたもの
- 二 地上階数が2以下のもの
- 三 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられたものを含む）によって建築されたもの
- 四 建築基準法令に違反していないもの
- 五 耐震診断支援事業において、次のいずれかに該当したものであること
 - イ 耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であったもの
 - ロ 耐震診断を実施した結果、重大な地盤・基礎注意事項の指摘があったもの
 - ハ 耐震診断支援事業の対象となった戸建木造住宅のうち、平成18年3月31日ま

で実施した同事業に基づく耐震精密診断の総合評点が1.0未満であったもの
六 過去に、同一敷地内に存する補助対象建築物について、この要綱に基づく補助金の
交付を受けていないこと

(補助の対象者及び市税の取扱い)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 補助対象建築物の所有者（法人を除く）であること（当該対象建築物が共有に係るものである場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人）
 - 二 本市の市税を滞納していないこと。また、個人事業主として申請する場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同法第二条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること
- 2 前項第2号に規定する要件は、市長が第8条に基づく申請を行ったもの（以下「申請者」という。）の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。
- 3 第1項第2号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税とする。

(補助対象工事)

第5条 この補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象建築物に対する耐震改修工事（設計及び工事監理は含まない。）及び耐震改修工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事とする。

- 2 耐震改修工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 耐震診断の上部構造評点又は耐震精密診断の総合評点が1.0未満であった場合耐震診断の上部構造評点を1.0以上とする工事であること
 - 二 耐震診断、又は耐震精密診断において重大な地盤・基礎注意事項の指摘があった場合 重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事であること
- 3 耐震改修工事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者が設計及び工事監理を行うものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、前条に定める補助対象工事に要する経費（消費税及び地

方消費税に相当する額を除くもの)とする。ただし、125万円を超える場合は125万円とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の5分の4に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書に關係書類を添えて市長に提出して行うものとする。この場合において、補助対象工事の契約及び着手は、次条第2項の交付決定通知後に行うものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請が到達してから20日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等(以下「審査等」という。)を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書又は仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金不交付決定通知書により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、工事内容の変更(当初工事目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金変更等承認申請書により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金変更等承認通知書により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による取下げは、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付申請取下書により行うものとする。

(工事の中間確認)

第12条 補助事業者は、補助事業における主な耐震補強箇所を目視確認できる時期までに、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金中間確認届出書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助事業が適切に行われているかどうか、速やかに中間確認を行うものとする。

- 3 市長は、前項の中間確認を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、補助事業者に対し、工事を適切に行うべきことを命ずることができる。この場合において、補助事業者は是正が完了したときは、速やかに市長に対して書面により報告を行わなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が前項前段の命令に違反したときは、その者に対し、当該工事の一時停止を命ずることができる。

(完了報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金完了報告書に関係書類を添えて、補助事業完了の日から20日を経過した日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る審査等を行った上で、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金額確定通知書により行うものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、規則第12条の規定による報告を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第16条** 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。
- 2 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、補助事業を実施した会計年度の3月31日までに、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金請求書を市長に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助金の交付を受けた場合、補助対象経費を支払った後、速やかにそのことを証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第17条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき
 - 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき

市長が行った処分に違反したとき

- 2 前項の取消しは、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付決定取消通知書により行うものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 前項の返還命令は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金返還命令書により行うものとする。

(調査に対する協力)

第19条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(実施要領)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局建築宅地部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月18日から施行する。

附 則 (平成17年4月25日改正)

この改正は、平成17年4月25日から施行する。

附 則 (平成18年4月17日改正)

この改正は、平成18年4月17日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日改正)

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年 3月21日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

この改正は、平成21年4月1日から実施し、改正後の第7条第一項2号の規定は、平成21年1月1日以降に工事が完了したものについて適用する。

附 則 (平成23年5月31日改正)

この改正は、平成23年6月1日から実施する。

附 則 (平成24年5月29日改正)

この改正は、平成24年6月1日から実施する。

附 則（平成25年4月22日改正）

- 1 この改正は、平成25年4月23日から実施する。
- 2 この改正前に耐震診断支援事業を受けた補助対象建築物については、第2条第4号の耐震診断は、同号に定めるもののほか、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法は除く）により地震に対する安全性を評価することをいう。

附 則（平成28年3月28日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成28年6月1日改正）

この改正は、平成28年6月1日から実施する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年5月28日改正）

この改正は、平成2年6月1日から実施する。